

職員からの苦情相談制度

○ 公平委員会の苦情相談制度

公平委員会の苦情相談の趣旨は、職員からの苦情相談を受け、調査を行った上で当該職員に対し助言等を行うとともに、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な措置を行うこととなります。ただし、指導は関係当事者に違法・不当といった当事者に改善しなければならない点がある場合に限られます。また、あっせんは、相談者が希望した場合に行います。

対象は、一般職の非現業職員です。企業職員・現業職員は別の窓口になります。離職した方は、離職及び再任用に関することについてのみ、相談できます。

相談できる内容は、勤務条件その他の人事管理に関することとなります。ただし、任命権者の権限に属する事項や地方公共団体の組織に関する事項、地方自治体の権限に属さない事項などは対象となりません。

○ 苦情相談の流れ

- 1 公平委員会に相談にお越しいただく他、郵送や電子メール、チャットでも承ります。
- 2 公平委員会事務局が申出者から苦情の内容について聞き取りを行います。
- 3 相談をお受けできる内容であれば、苦情相談申出書を提出していただきます。相談の内容について、時系列で事案の説明をしていただき、最終的に何をしてほしいのかを明確に記載してください。
- 4 相談内容に応じて、関係当事者から事情聴取を行い、事務局として状況把握を行います。
- 5 当事者に違法・不当な点がある場合、当事者に指導を行うことがあります。
- 6 申出者が希望する場合、当事者との話し合い（あっせん）の場を提供します。

※ 問題の解決が見込めない場合は相談を打ち切ります。

問合せ先

摂津市公平委員会事務局

電話 06-6383-1605

E-mail:gyousei@city.settsu.lg.jp

gyousei@city.settsu.osaka.jp